

## 参考：死者の氏名等公表に関する調査（都道府県）

参考資料 4-2

（令和3年12月1日時点）

問 番号	設問	選択肢					回答数 (合計)	主な自由回答等
		1	2	3	4	5		
1	死者の氏名等公表に関する方針・基準・ガイドラインなど（以下「方針」という。）を定めていますか。 1：はい 2：いいえ ※「2」を選択された場合は、問14へ	27	20	-	-	-	47	（内閣府注） ・住民基本台帳の閲覧等制限がないことを氏名等公表の条件として方針等に明記している団体（14団体） ・原則として、住民基本台帳の閲覧等制限が併せて措置されている者がいないことを氏名等公表の条件として方針等に明記している団体（1団体） ・住民基本台帳の閲覧等制限がある場合、遺族（加害者を除く。）の同意を氏名等公表の条件として方針等に明記している団体（1団体）
2	対象となる災害に、事故災害を含みますか。 1：はい 2：いいえ ※「2」を選択された場合は、問4へ	11	16	-	-	-	27	—
3	事故災害に係る死者の氏名等公表に係る方針を、自然災害に係る氏名等公表の方針とは別に定めていますか。 1：はい 2：いいえ	0	11	-	-	-	11	—
4	公表の主体について、方針に定めていること以外に留意事項がある場合は、自由回答欄に記載してください。	/						・市町村の公表を妨げない。（7団体） ・県及び市町村の両方ともに氏名等を公表する。（1団体）
5	上記問4のほかに、氏名等公表について、方針に定めていること以外に留意事項がある場合は、自由回答欄に記載してください。							・住民基本台帳の閲覧等制限がかかっていた死者の氏名等は公表しないこととしている。 ・報道機関等への死者の個人情報の提供にあつては、報道機関等に対し遺族への配慮を求めることとする。 ・死者の氏名等は「非公表」と整理している。ただし、報道からの要請があつた場合、情報を「提供」することとしており、提供にあつては、遺族の同意が無い場合や住民基本台帳の閲覧等制限がある場合は、提供しない。
6	方針に関連する、貴団体の条例がある場合、その記述を自由回答欄に転記又は該当文書を提供してください。 （注）個人情報保護法（平成15年法律第57号）第2条第1項は、「個人情報」の対象を「生存する個人に関する情報」と限定しており、死者は同法の射程外です。							利用及び提供に関する関連規定 ・各団体の個人情報保護審議会の意見を聴いた上で相当の理由があると認めるときに目的外利用・提供を可能とする規定（8団体） ・人の生命、身体又は財産の保護の必要があるときに目的外利用・提供を可能とする規定（4団体） ・公益上の必要その他相当な理由があるときに目的外利用・提供を可能とする規定（1団体） ・本人の同意があるときに目的外利用・提供を可能とする規定その他の複数の規定の使い分け（2団体） （なお、うち1団体は、遺族の同意をもって本人の同意があるときと解釈） ・関連条例なし（9団体） ・未回答（3団体）

7	方針に関連する、地域防災計画の記載はありますか。 1：はい 2：次回改定において記載予定 3いいえ (記載予定なし)	4	4	19	-	-	27	-
方針に基づき公表する情報の範囲についてご回答ください。								
8	【小問 1】 氏名をどのように表記して公表することになっていますか。 1：漢字のみ 2：漢字及びフリガナ 3：カナのみ 4：その他	6	12	0	9	-	27	<<「1」を選択した団体>> ・外国籍の方についてはカタカナ又はアルファベット表記を想定 ・氏名の漢字が分からない場合はカタカナ表記とすることがある。 <<「2」を選択した団体>> ・住民票の記載事項として旧氏を定めている場合は、旧氏を併記 <<「4」を選択した団体>> ・未定（6団体） ・遺族の同意の範囲で公表（1団体） ・氏名を公表しない場合がある。公表する場合は漢字のみ。（1団体） ・非公表。ただし、報道からの要請があった場合は、漢字のみ公表することを検討。（1団体）
	【小問 2】 住所をどのように表記して公表することになっていますか。 1：市町村名まで 2：大字まで 3：すべて（番地、号まで） 4：公表しない 5：その他	7	13	0	1	6	27	<<「5」を選択した団体>> ・未定（2団体） ・遺族の同意の範囲で公表（2団体） ・町名若しくは大字名まで。合併旧町の場合に大字名まで表記。（1団体） ・氏名を公表しない場合がある。公表する場合は全て。（1団体）
	【小問 3】 年齢をどのように表記して公表することになっていますか。 1：年代（例：50代） 2：年齢（例：53才） 3：公表しない 4：その他	3	17	0	7	-	27	<<「4」を選択した団体>> ・未定（1団体） ・遺族の同意の範囲で公表（2団体） ・発災時の年齢（1団体） ・市町村と協議の上、「年齢」又は「年代」を公表（1団体） ・氏名を公表しない場合がある。公表する場合は年齢。（1団体） ・非公表。ただし、報道からの要請があった場合は、年齢を公表することを検討。（1団体）
	【小問 4】 性別は公表することになっていますか。 1：公表している 2：公表しない	24	3	-	-	-	27	<<「1」を選択した団体>> ・遺族の同意の範囲で公表する。
	【小問 5】 小問番号1～4以外の情報で公表している情報があれば、自由回答欄に回答してください。							被災状況、死因

「遺族の同意」についてご回答ください。									
9	<p>【小問 1】 氏名等を公表することについて、遺族の同意を必要としていますか。</p> <p>1：はい 2：いいえ</p> <p>※「2」を選択された場合は、問10へ</p>	23	4	-	-	-	27	<p>≪「2」を選択した団体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公表。ただし、報道からの要請があった場合は、遺族の同意が必要と考えている。</li> <li>・遺族の同意を必須要件としていないが、同意が得られない場合は、マスコミへの資料提供の際にその旨申し添えることとしている。</li> </ul>	
	<p>【小問 2】 遺族の範囲について、どのように定めているのか、自由回答欄に回答してください。</p>	/						<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として同居の親族とするが、同一生計の親族や事実婚が確認できる配偶者等、状況に応じて判断する。</li> <li>・民法第725条に定められる親族の範囲（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）</li> <li>・民法第725条に定められる親族の範囲（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）のうち適任者。ただし、血縁・婚姻関係のない事実上の家族と判断できる場合は対象とする。</li> <li>・民法第877条の規定により相互に扶養義務のある直系血族及び兄弟姉妹(特別な事情がある場合は3親等内の親族)が考えられる。</li> <li>・警察庁通達（平成31年3月29日付け警察庁丁捜一発第55号）で定義する「遺族」をベースに、配偶者、二親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）及び同居の親族を想定。</li> <li>・遺体を引き取りに来た者を遺族の代表として、意向を確認する。</li> </ul>	
	<p>【小問 3】 氏名等の公表に対し、遺族の一部が不同意の場合の対応について、自由回答欄に回答してください。</p>	/						<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族のうち一人でも不同意の場合には、公表しない。（7団体）</li> <li>・遺族のうち一人でも同意の場合には、公表する。（1団体）</li> <li>・同意は、遺族の中で代表する1名から取得するものと考えている。</li> <li>・遺体を引き取りに来た者を遺族の代表として、意向を確認する。</li> </ul>	
	<p>【小問 4】 遺族がいない場合や遺族と連絡が取れない場合など、氏名等の公表について遺族の同意が得られない場合の対応について、自由回答欄に回答してください。</p>	/						<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族の同意が得られていない場合、公表しない。</li> <li>・遺族の有無が判明しない場合は、公表しない。</li> <li>・公表により縁者が名乗り出てくる可能性があることを考慮し、公表する。</li> <li>・遺族がいない場合は、同意不要。</li> <li>・遺族がいない場合は、提供しない。</li> <li>・遺族の所在や意向確認に時間を要する場合には、反対があったとみなさない取扱いとしている。</li> <li>・遺族の同意が得られない場合は、おおよその住所、年齢又は年代、性別といった情報を公表し、氏名は公表しない。</li> <li>・ケースバイケースで判断。</li> </ul>	
10	<p>方針の策定について、市町村（消防含む。）と調整しているか。</p> <p>1：はい 2：いいえ</p> <p>※「2」を選択された場合は、問12へ</p>	21	6	-	-	-	27	<p>≪「1」を選択した団体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、消防、警察が一堂に会するワーキンググループを開催し、県が作成した案をもとに、本県としての情報共有の方法及び公表方針を決定。</li> <li>・各市町村に対してTV会議による説明会を実施、文書による意見照会</li> <li>・文書による意見照会や個別訪問による説明・意見聞き取り</li> <li>・県が方針案を作成し、市町村へ意見照会した。</li> </ul>	

11	氏名等公表について、市町村（消防含む。）とどのように役割分担や連携を図るのか等、調整内容について、自由回答欄に回答してください。	/						<ul style="list-style-type: none"> <li>・県：氏名等公表、公表内容に係る報道対応 / 市町村：遺族等の意向確認、住民基本台帳情報の確認、県への報告</li> <li>・市町村が災害死亡認定をし、遺族の承諾を得た上で、名簿を作成し県へ送付。県は名簿を精査・確認した上で公表する。</li> <li>・被害状況に対する問い合わせはできるだけ県が一元的に対応することとし、家族等からの安否情報の問い合わせは、市町村において対応することを原則とする。</li> </ul>
12	方針の策定について、都道府県警察と調整しているか。 1：はい 2：いいえ ※「2」を選択された場合は、問14へ	24	3	-	-	-	27	<p>≪「1」を選択した団体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、消防、警察が一堂に会するワーキンググループを開催し、県が作成した案をもとに、本県としての情報共有の方法及び公表方針を決定。</li> <li>・県警と意見交換を行いながら方針を作成した。</li> <li>・県が方針案を作成し、県警察に意見照会した。</li> </ul>
13	氏名等公表について、都道府県警察とどのように役割分担や連携を図るのか等、調整内容について、自由回答欄に回答してください。	/						<ul style="list-style-type: none"> <li>・県警は検視等により死因や身元の特定を行い、県及び市町村に情報提供を行う。</li> <li>・警察が把握している死者に関する情報を提供してもらうとともに、公表の場に同席してもらうことを確認した。</li> <li>・県警で把握した災害による死者の個人情報について、県へ提供してもらい、公表に関する対応は県で行う。</li> <li>・打合せ等において、県警では氏名等の公表に係る家族等の意向を確認することはできないことを確認した。</li> <li>・遺族の同意は、県警が対応することとしている。</li> <li>・遺族の同意を得る際には、市町村と連携するよう働きかけている。</li> <li>・方針案の協議を進める中、最終的に、県警の役割がなくなった。</li> </ul>
14	※問1において「2」を選択された場合のみ、ご回答ください。 今後、方針を策定する予定はありますか。 1：はい 2：いいえ	18	2	-	-	-	20	-
15	※全都道府県において、お答えください。 死者の氏名等公表について、これまでの災害対応において、課題はありましたか。 1：はい 2：いいえ ※「1」を選択された場合は、自由回答欄に、課題について記載ください。	10	37	-	-	-	47	<p>≪「1」を選択した団体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族の同意取得の主体が明確になっていないため、市町村との調整が生じた。なお、結果として市町村が同意取得を行い、事務手続きに遅延は生じなかった。</li> <li>・遺族の連絡先の特定や心情への配慮に苦慮した。</li> <li>・これまでの事例では、遺族の同意を得てから氏名公表を行っているため、公表までに時間を要する場合がある。</li> <li>・非公表とした際に、「他自治体では公表しているのに」という報道があり、対応に苦慮した。</li> <li>・ご遺族の意向を尊重して氏名を非公表としたことについて、報道機関との意見の相違があり、報道機関からの問い合わせへの対応等に苦慮した。</li> <li>・方針に基づき公表の可否を判断していたところ、報道から氏名公表を一律に行うべき（即時公表すべき）と執拗に迫られ、災害対策本部業務に支障が生じる場面があった。</li> </ul>

16	<p>※全都道府県において、お答えください。</p> <p>死者の氏名等公表に係る方針の策定や検討において、課題となった事項（未策定の場合は課題となっている事項）について、自由回答欄に記載ください。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者の氏名公表による公益性を明確に説明することが難しい。</li> <li>・法的な位置付けや明文化された基準がない。</li> <li>・被災者遺族の権利（プライバシー）の擁護</li> <li>・県が公表できない場合の想定、例外的に市町村が公表する手順</li> <li>・遺族の同意を要件とする場合の遺族の範囲及び同意の確認主体</li> <li>・遺族と連絡が取れない場合（外国人を含む。）の対応</li> <li>・市町村が行うこととしている住民基本台帳の閲覧等制限の確認作業について、通常の災害対応と平行して行うことができるか。</li> <li>・県外居住者の住民基本台帳閲覧等制限の照会について全国統一ルールが明示されていないため、居住先市町村の協力を得ることができるか。</li> <li>・庁舎が被災し、住民基本台帳システムが使用できない状況での対応。</li> <li>・住民基本台帳の閲覧等制限の有無については、制限が有ること自体が機微な情報であるため、市町村から県への情報提供の際も、配慮が必要となる。</li> <li>・警察に、人身安全関連事案についての警察安全相談等、氏名公表が適当でない何らかの事情が存在する者についても、確認が必要である。</li> </ul>
----	---	--	--